

契 約 一 覧 表(随意契約)

平成23年9月分

件名又は品目	契約年月日	契約金額 円	契約方式	予定価格 円	落札率(%)	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
日本司法支援センター次世代システム構築支援業務に係る変更契約	H23.9.1	7,612,500	随意	7,612,500	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	東京都中央区晴海1-8-10トリノスクエアタワーX14階ウルシシステムズ株式会社	
被災地臨時出張所(山元町)設置業務及び建物賃貸借一式	H23.9.2	10,710,000	随意	10,805,886	99.11%	契約事務取扱細則第23条第2項第3号	東京都港区六本木6-11-17郡リース株式会社	
北九州支部賃貸借契約(借増し部分)	H23.9.2	2,017,008	随意	2,017,008	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	北九州市小倉北区魚町1-4-21株式会社リアルエステートサービス	
宮城地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.9.9	3,725,250	随意	3,725,250	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表せず	
次世代インフラ・共通基盤追加構築作業	H23.9.22	6,265,560	随意	6,265,560	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	東京都文京区後楽1-7-27株式会社富士通マーケティング	
平成23事業年度日本司法支援センター会計監査業務契約	H23.9.22	28,350,000	随意	30,398,550	93.20%	—	東京都新宿区津久戸町1番2号有限責任あずさ監査法人	
南三陸町臨時出張所電気・給水等工事	H23.9.14	1,837,500	随意	2,066,183	88.93%	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区飯田橋3-13-1大和リース株式会社	
鳥取地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.9.28	2,103,750	随意	2,103,750	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表せず	
函館地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H23.9.29	1,662,000	随意	1,662,000	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表せず	
日本司法支援センター情報提供システム等再リース契約一式	H23.9.30	36,420,850	随意	36,420,850	100%	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区浜松町2-4-1東京センチュリーリース株式会社	
合 計		100,704,418						

○会計規程

(契約の方法)

第15条 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。

2 競争に加わろうとする者に必要な資格及び競争について必要な事項は、別に定める。

(入札の原則)

第16条 前条による競争は、入札の方法をもって行われなければならない。

(指名競争)

第17条 第15条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、指名競争に付する。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争による必要がないとき。
- (2) 一般競争によることが不利と認められるとき。
- (3) その他事業運営上特に必要があるとき。

(随意契約)

第18条 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約による。

- (1) 契約の性質又は目的が競争に適しないとき。
- (2) 緊急の必要により競争入札によることができないとき。
- (3) 競争入札によることが不利と認められるとき。

2 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約によることができる。

- (1) 契約の予定価格が少額であるとき。
- (2) その他事業運営上特に必要があるとき。

○契約事務取扱細則

(随意契約にすることができる場合)

第23条 規程第18条第2項第1号の規定により随意契約にすることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1)～(6)省略
- 2 規程第18条第2項第2号の規定により随意契約にすることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
 - (1) 外国で契約をする場合
 - (2) 国、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人と契約をする場合
 - (3) 競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいない場合
 - (4) 落札者が契約を結ばない場合

(随意契約の公表)

第25条 次の各号に該当する随意契約については、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表するものとする。

- (1) 予定価格が250万円を超える工事又は製造
- (2) 予定価格が160万円を超える財産の買入れ
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入れ
- (4) 予定価格が100万円を超える役務
- (5) 前各号に準じて、理事長が特に必要があると認めたもの